

変更前 (2022 年 3 月 14 日版)	変更後 (2022 年 7 月 20 日版)
<p>第 2 条 (約款の改定)</p> <p>2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (http://home.kcv.ne.jp/、以下「当社ウェブサイト」といいます) に掲載する方法で告知するものとします。</p> <p>第 15 条 (接続休止)</p> <p>当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、契約者が本サービスを全く利用出来なくなった場合、本サービスについて接続休止 (本サービスを一時的に利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとします。) とするものとします。但し、本サービスについて、契約者からの本契約の解除の通知があった場合、この限りでないものとします。</p> <p>第 31 条 (契約者からの通知)</p> <p>契約者との基本契約に基づき登録された内容及び当社が別に定める内容に変更があった場合、契約者は、その内容について速やかに当社が定める所定の方法により当社へ通知するものとします。なお、本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとするものとします。登録電話番号にかかる携帯自動車電話設備及び PHS 設備の契約の解除、利用休止又は譲渡 (但し、携帯電話番号ポータビリティ (登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます) にかかる契約の解除を除きます)</p>	<p>第 2 条 (約款の改定)</p> <p>2 当社は、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (https://yumenet.jp/、以下「当社ウェブサイト」といいます) に掲載する方法で告知するものとします。</p> <p>第 15 条 (接続休止)</p> <p>当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、契約者が本サービスを全く利用出来なくなった場合、本サービスについて接続休止 (本サービスを一時的に利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとします。) とするものとします。但し、本サービスについて、契約者からの本契約の解除の通知があった場合、この限りでないものとします。</p> <p>第 31 条 (契約者からの通知)</p> <p>契約者との基本契約に基づき登録された内容及び当社が別に定める内容に変更があった場合、契約者は、その内容について速やかに当社が定める所定の方法により当社に通知するものとします。なお、本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとするものとします。登録電話番号にかかる携帯自動車電話設備及び PHS 設備の契約の解除、利用休止又は譲渡 (但し、携帯電話番号ポータビリティ (登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます) にかかる契約の解除を除きます)</p>

<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>2（料金の計算方法等）</p> <p>当社は、契約者が本契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算するものとします。</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>2（料金の計算方法等）</p> <p>当社は、契約者が本契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします）に従って計算するものとします。</p>
---	--